

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入方法

1 作成単位

- (1) 報告書は、事業場（マニフェスト記載欄の「事業場」又は「排出事業者」）の所在地ごとに作成します。
- (2) 「事業場の所在地」とは、実際に産業廃棄物を排出した場所です。小売業の店舗、工場などが該当します。市町村名から記入します。

2 工事現場など所在地が一定しない場合

設置が短期間又は所在地が一定しない総合工事業の工事現場などの事業場が複数ある場合、「事業場の名称」欄及び「事業場の所在地」欄は「管内」と記入し、一括で報告書を作成します。

この場合、新潟市以外の工事現場についてのみ報告の対象となります。新潟市内の工事現場分は新潟市に報告してください。

3 業種

業種は、各事業場の主要事業の業種を「日本標準産業分類一覧」から選択し、2桁のコード番号とともに記入します。（例）09 食料品製造業、89 自動車整備業 など

4 マニフェスト交付状況の記入方法

- (1) 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入します。
- (2) 積替え保管を含む運搬で、複数の運搬事業者に積替え前後で区間を区切って委託した場合（区間委託）の記入方法は「記載例（区間委託）」を参照してください。

5 産業廃棄物の種類

- (1) 産業廃棄物の種類は、「産業廃棄物の種類表」から選択し、4桁のコード番号とともに記入します。
- (2) 同一の種類であっても石綿含有産業廃棄物（コード番号：2400～2470）は、それ以外の廃棄物と分けて記入します。
- (3) 建設工事現場から混合した状態で排出された産業廃棄物は、建設混合廃棄物（2000）～解体系混合廃棄物（2022）のうちから選択します。
- (4) 建設工事現場以外から混合した状態で排出された産業廃棄物は、安定型混合廃棄物（2100）又は管理型混合廃棄物（2200）のどちらかを記入します。
ただし、蛍光灯（2522）、パソコン（3108）のように個別のコード番号が割り振られている種類もあるので注意してください。
※ 安定型混合廃棄物とは、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類」のみで構成されているものをいい、管理型混合廃棄物とはそれ以外の種類が混ざっているものをいいます。

（次ページへ）

6 排出量の単位

- (1) 排出量の単位はトンで記入します (0.001 トン未満は、「0.001」と記載します)。
- (2) マニフェストの排出量の単位が「立方メートル」又は「個、台」で記載されている場合は、「産業廃棄物の種類表」にある換算係数でトンに換算してください。
単位が「リットル」の場合は、「立方メートル」にした後、換算係数から換算してください。1リットルは0.001立方メートルです。
- (3) 換算係数で換算した後の重量(トン)が実態に即していない、自社で係数を定めている場合などは、「産業廃棄物の種類表」の換算係数を使用しなくても結構です。

7 運搬受託者及び処分受託者

- (1) 運搬受託者及び処分受託者の許可番号は、下6桁を記入します。
- (2) 運搬又は処分を自ら行った場合は、「運搬受託者の氏名又は名称」、「処分受託者の氏名又は名称」は「自己」と記入します。
- (3) 運搬先の住所は、マニフェストA票の「運搬先の事業場」の住所を記入します。
- (4) 処分場所の住所は記入不要です。

8 その他

- (1) 代表者印等の押印は不要です。
- (2) ISO14001の認証等を受けている場合、審査等で本報告書の提出の確認を求められる場合があります。報告書の控えについては、以下のとおりです。
 - ・窓口へ持参の場合、控えにも収受の印を押印してお返しします。
 - ・郵送での提出の場合、控えの返信用封筒(切手を貼付、宛先を記入したもの)を同封してください。持参の場合と同様に、控えに収受の印を押印してお返しします。
 - ・電子申請システムによる提出の場合、「申込内容照会」メニューから、照会を行い、その画面を控えとしてください。